

平成19年度食品安全委員会運営計画（抜すい）

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。